

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	第二めぐむ保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 めぐむ福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長：岡田 正之 / 園長：岡田 香	
定員（利用人数）	70 名（60名）	
事業所所在地	〒 547-0024 大阪府大阪市平野区瓜破1-1-25	
電話番号	06 - 6708 - 1316	
FAX番号	06 - 6708 - 1303	
ホームページアドレス	http://megumu1-2.jp	
電子メールアドレス	uriwari@megumu1-2.jp	
事業開始年月日	昭和56年5月1日	
職員・従業員数※	正規 14 名	非正規 13 名
専門職員※	保育士：正規 9名、非正規 10名 栄養士：正規 2名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室：0歳児（2室）81.89㎡、1歳児（1室）95.07㎡、2歳児（1室）75.05㎡ トイレ・沐浴室（8室）501㎡、プレイルーム（1室）39㎡、調理室（1室）15.51㎡、医務室（1室）20.25㎡	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

「赤ちゃんから、おとしよりまで」をモットーに、お一人お一人の「普通」にこだわり、保育園では自律性・社会性・協調性を身に付けるように、情熱をもって福祉に取り組み安心して暮らせる地位づくりをめざしております。また、特養くれない総合介護施設と相まって地域福祉の向上に努めます。

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①大規模改修施設メリットによる保育需要に応える。
めぐむ保育園グループは、東住吉区及び平野区において4つの保育園を運営し、質の高い保育をしており、この地域の待機児童の解消に貢献している。
 - ・めぐむ保育園（0～5歳児、認可定員333人）
 - ・めぐむ保育園駒川中野分園（0～2歳児、認可定員30人）
 - ・第二めぐむ保育園（0～2歳児、認可定員70人、※ただし、H31.4.1から次の通りになる 0～5歳児、認可定員165人）
 - ・第三めぐむ保育園（0～5歳児、認可定員170人）
- ②特に、音楽・水泳に力を入れている。
 - ・めぐむ保育園、第三めぐむ保育園には、当初から温水プールを設置し（第二めぐむ保育園は、隣接する第三めぐむ保育園のプールを利用）、卒園までには、泳ぎをマスターできるようにしている。
 - ・音楽には力を入れ、歌唱・鑑賞に加え、鼓笛は大阪市内でもめぐむ保育園グループのみとなっているほどであるが、5歳児で構成される鼓笛隊は、運動会・生活発表会のみならず、東住吉区民フェスティバル、幼児マーチングバンド全国大会、関西幼児音楽フェスティバルにも出場している。
 - ・その他、英語教育もしている。
- ③情操教育に力を入れている。
 - ・送迎、遠足等のバスは、特注のアンパンマン、機関車トーマス・パーシーなどのキャラクターを描いたバスを使用している。
 - ・こうしたキャラクターの遊戯器具を園庭に設置し、また、めぐむ保育園では阪堺電車の実物を展示するなど、園児の屋外遊戯、情操教育に力を入れている。
 - ・ちびっこまつり（夏祭り）、運動会、生活発表会（以上三大イベント）に園を挙げて取り組み、園児の情操向上を図っている。
 - ・年1回、奈良県立馬見丘陵公園、広陵町立かぐや姫竹取公園に園バスで行きます。また、いもほり体験、水族館、動物園などにも行っている。5歳児は1泊保育もしている。
 - ・七夕まつり、クリスマス、ひな祭りなども行う。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成30年11月19日～平成31年2月26日
評価決定年月日	平成31年2月26日
評価調査者（役割）	1401C010（運営管理委員） 1001C020（専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

第二めぐむ保育園は地下鉄喜連瓜破駅よりほど近い所にあり、周囲にマンション棟が立ち並んでいます。本園は現在は0～2歳児の未満児保育園ですが、地域の実情に応えるべく、現在、就学前（0～5歳児）まで預かることができるよう近隣の土地に建替え中です。保育の特徴としては向かいにある姉妹園の一年中利用できる温水プールを利用し、体力作りに励んでいます。多様化する家族構成、変化する社会環境を踏まえ、保護者に積極的に声を掛け日常会話の中から子育ての悩みや、課題点を見出し保育現場に活かしています。

（注）判断基準「abc」について

（a）は質の向上を目指す際の目安となる状態、（b）は多くの施設・事業所の状態、（c）はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では（b）が一般的な取組水準となり、従前に比べて（b）の対象範囲が広がります。また、改正前に（a）であった評価項目が改正後の再受審で（a）を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

未満児保育園ですが、近隣の姉妹園（就学前まで入所）と行事等で交流を持ち、異年齢との関わりを持っています。一年を通じて姉妹園の温水プールを利用し、泳力を養う体力づくりに力を入れており、保育の特色としています。

◆改善を求められる点

理念や基本方針に基づき、地域の動向や経営状況を踏まえた中長期計画を策定することが求められます。策定した中長期計画をふまえて、職員の意見を反映し、具体的な事業計画を策定することが求められます。

大阪市や他府県のマニュアルを使用していますが、園の環境、子どもの状況等に合わせた園独自のマニュアル（保育の標準的实施方法を始め、危機管理等各種マニュアル）を全職員参画のもとで作成し、研修等の実施により、職員に周知することが求められます。マニュアルは定期的に見直しをすることが求められます。

保育の質の向上のため、職員一人ひとりの自己評価及び園全体の自己評価を定期的に行い、PDCAサイクルを活かす組織的な仕組み作りが望まれます。また、職員会議、引き継ぎ事項、研修の実施等に関しては、日時・参加者・具体的内容を明確にして、園として記録を整備することが求められます。

現在の保育指針に基づいた保育課程（全体的な計画）を全職員参画のもとで策定することが求められます。また、3歳未満児及び障がい児に関しては、一人ひとりの子どもの発達に応じた個別指導計画を毎月作成することが求められます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園37年を迎え、初めて第三者評価を受審させていただき、今まで進めてきた保育の確認及び園全体の運営について改めて考えるきっかけになりました。今回の評価結果を真摯に受け止め、改善点や新たな課題にしっかり取り組み、これからも、子ども達・保護者の方々、また、地域福祉のために、職員一同力を合わせてよりよい保育園の運営に努めたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	パンフレット等で保護者に周知し、職員には職員会議等で周知しています。職員会議の内容を議事録で残すことが望まれます。	
		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	地区の園長会等に参加し、市役所とも情報共有を密にしており、地域の社会福祉の動向を把握しています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	職員にも経営状況の理解を深める場を職員会議で設けていますが、記録に残すことが望まれます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
(コメント)	園を取り巻く環境に留意し、今後の法人運営に則した中長期計画の作成が求められます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
(コメント)	中長期計画作成し、それを基にした単年度事業計画を作成することが求められます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
(コメント)	職員の意見を収集する場を設け、事業計画に反映することが求められます。また、会議録の作成など議事内容を適切に残すことが求められます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
(コメント)	事業計画を保護者に説明する場を設け、理解しやすいような説明資料を作成することが求められます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
(コメント)	PDCAサイクルに基づいた質向上の仕組みを組織として構築、運用し、適切に記録に残すことが求められます。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
(コメント)	課題や改善策を職員が共通認識できる体制を作り、内容を文書化することが求められます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	c
(コメント)	施設長は自らの方針や役割を文書化し、職員に周知する場を設け、内容を文書化することが求められます。また、有事における施設長の役割と責任、及び不在時の権限委任についても明確にすることが求められます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	法令等を周知するための具体的取組等を明確にし、文書化することが望まれます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は日頃より、職員とのコミュニケーションを取るよう配慮しており、保育現場の課題点の集約に努めています。課題点を明確化する上でも検討の場を構築し、検討内容を記録することが望まれます。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	法人の保育園施設長、公認会計士により、月1回程度の検討会議を設けています。その中で討議した内容を記録に残すことが望まれます。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
(コメント)	必要に応じ人材確保を実施していますが、具体的な計画を策定することが望まれます。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	c
(コメント)	期待する職員像を明確化し、職員を評価する総合的な仕組みづくりが望まれます。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
(コメント)	職員の意向聴取の上、生活状況の変化により、雇用形態の変更に応じています。人材確保・育成に関する具体的な計画を策定することが望まれます。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
(コメント)	職員個々の目標を確認、検討する仕組みを構築し、記録に残すことが望まれます。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
(コメント)	目指すべき職員像へ向け、教育、研修体制を整備し、明確化することが求められます。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	必要とする知識、技術の研修の情報提供を行い、個々に必要なものは積極的に進めています。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生を受け入れるうえで、マニュアル等を整備することが望まれます。実習内容については学校からの依頼を受け入れ、柔軟に対応しています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	ホームページに園の概略等を掲載しています。園以外にも広報物を設置するなど、園の取り組みや方針等について広く周知することが望まれます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	内部監査の実施が望まれます。また外部監査を実施し、その結果により、経営改善を実施することが望まれます。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	東住吉区の区民まつりに園児の鼓笛隊が参加しています。また、地域イベントに職員を派遣しています。地域との関わり方についての基本的な考え方を明文化することが望まれます。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	ボランティア受け入れマニュアル等を整備することが望まれます。また、マニュアル等にボランティアの受け入れや地域の学校教育への協力についての基本姿勢を明文化することが望まれます。毎年、地域の中学校の職業体験を受け入れています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	c
(コメント)	地域の社会資源リストを作成し、職員に周知することが求められます。虐待等権利侵害を疑われるケースが今まで無いことから、要保護児童対策地域協議会に参加したことはありません。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	c
(コメント)	地域の保護者・子どもとの交流の機会や研修会等の実施が求められます。有事の際、法人内高齢者施設との物資共有は認識していますが、地域における役割の確認が求められます。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	積極的な地域ニーズ把握のためにも、地域団体と連携を持ち、園が持つ資源を地域に提供することが求められます。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	c
(コメント)	子どもを尊重した保育について、規程等に明確に示し、職員や保護者がより理解できる仕組みを構築し、取り組むことが求められます。子どもたちには日頃の保育の中で、その都度、言葉掛け等で対応しています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	c
(コメント)	プライバシー保護や権利擁護について、規定やマニュアル等を整備し、職員に周知し、理解を深め、活用することが求められます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	園の説明は見学時等、個々に丁寧に対応しています。より多くの方に情報提供を行うためにも、関係機関へのパンフレット設置などが望まれます。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	配慮が必要な保護者には丁寧に説明しています。説明内容は一定のルール化をすることが望まれます。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	c
(コメント)	保育の継続性に配慮するためのマニュアルや文書の作成が求められます。また園長が保育が終了した園児、保護者に対し相談受け入れを口頭で説明していますが、ルール化した文書を作成し、保護者に配付することが求められます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
(コメント)	日々の保護者との会話などで意見の収集をしていますが、内容を記録し、分析・検討を行うことが求められます。また、定期的な保護者アンケートや懇談会の実施など、積極的に利用者満足を把握する取り組みが求められます。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
(コメント)	意見箱の設置やアンケートの実施等、保護者が苦情を申し出しやすい工夫を行うことが求められます。また、苦情や意見は適切に記録に残すことが求められます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	c
(コメント)	適切な人員配置による苦情解決の体制整備が求められます。また、施設内に相談できる環境を整備することが求められます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	マニュアル等を整備し、保護者の意見等に対する仕組み作りが望まれます。また意見箱設置やアンケート実施など、より積極的に意見の把握に努めることが望まれます。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c
(コメント)	リスクマネジメントに関する責任者の明確化を含む体制並びに、事故等への対応マニュアルが整備されていません。また、ヒヤリハット事例の収集も行われていません。子どもの安心・安全に向けて、リスクマネジメント委員会等の体制を早急に整備し、ヒヤリハット事例、事件事例を収集して発生要因を分析し、再発防止策につなげる仕組みを構築することが求められます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症が発生した場合は、その状況を玄関に貼り出し、保護者に周知しています。感染症対策の管理体制が明確ではなく、また保育所独自の対応マニュアルが策定されていませんので、感染症予防策の強化に向けて、今後取り組むことが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	「避難対応マニュアル」を作成し、災害時の対応体制を定めています。災害時における子ども、保護者及び職員の安否確認方法が定められておらず、災害用備蓄も整備されていません。避難訓練の記録を残すとともに、大規模災害に備えて各災害に応じた適切な避難経路の確立等、体制整備をより一層強化することが望まれます。	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
(コメント)	保育についての標準的な実施方法（保育マニュアル）がありません。子ども一人ひとりの発達や状況等を踏まえ、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢を含めた標準的な実施方法を文書化し、職員の違い等による保育の水準や内容の差異を極力なくし、一定の水準、内容を常に実現することが求められます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	まずは保育についての標準的な実施方法を文書化した上で、その定期的な検証・見直しについて体制を定め、実施することが求められます。なお、検証・見直しに際して、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みを整備することが求められます。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	c
(コメント)	支援が難しい事例については、保護者や区役所の担当者と協議を重ねながら、より適切な保育について検討しています。指導計画策定の前提となるアセスメント手法が確立していません。様々な職種の関係職員がアセスメントを適切に実施し、子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握するとともに、子どもと保護者にどのような保育実施上のニーズがあるかを明らかにすることが求められます。また、乳児の個別指導計画を3か月ごとに策定していますが、毎月策定することが求められます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c
(コメント)	指導計画の評価・見直しに関する手順等の仕組みが整備されておらず、見直した指導計画を関係職員に周知する手順も定められていません。子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るために、策定した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することが必要です。そのためには定期的な評価・見直しを、手順を定めて実施することが求められます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	c
(コメント)	職員間における情報の共有のために、メモ等で伝達がなされています。子どもの発達状況や生活状況、また保育の状況、各種会議に関する記録が整備されていません。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、指導計画の評価・見直しを行う際の基本情報となるものです。子ども一人ひとりに対する保育の実施状況や各種会議での検討内容等は、保育所として統一した方法で記録を整備することが求められます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	法人として個人情報管理規程並びに特定個人情報等取扱規程を定め、子どもの記録並びに個人情報の適正な取り扱いに努めています。今後は、個人情報保護に関する職員研修や保護者への説明を行い、個人情報の取り扱いに関して周知を図ることが望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	c
(コメント)	地域の子育て世帯の特性を把握した上で保育課程を編成していますが、保育所保育指針の全体（第1章から5章まで）を捉えて編成されたものとはなっていません。保護者支援、小学校や地域との連携等を踏まえて、保育課程を見直すことが求められます。また、保育課程を定期的に評価し、次回の編成に活かすことが求められます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	遊具は高さが低いものを、また積み木はソフトでカラフルなものを取り入れるなど、子どもの遊びやすさを重視して工夫しています。建物の構造上、難しい面もあるかと考えられますが、一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着けるようなスペースを検討するなど、より心地よく過ごすための環境整備が望まれます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
(コメント)	一人ひとりの子どもができること、できないこと、したいこと、したくないこと等、それぞれの気持ちに寄り添った保育に努めています。必要に応じて、絵や写真等を用いて子どもに伝えるなど、視覚支援も行っています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
(コメント)	「トイレのスリッパを、次に来るお友達が使いやすいように脱ぐこと」や、「(着脱等で)一番になることよりも、きちんとしていくこと」など、基本的な生活習慣を身につけられるよう、子どもに伝えています。また、できるようになったこと、今はまだできないことについて、保護者とも話をしながら連携を図っています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	近所の神社にお参りに行く時や、シルバー人材センターからの訪問がある時などが、子どもたちが地域住民と接する機会となっています。プレイルームでは、曲を流して自由に遊ぶことができる環境を整えています。また、お遊戯について、体を使って楽しみやすい曲を選んでいきます。	

		評価結果
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	子ども一人ひとりの自主性を尊重し、保育士は応答的な関わりを心がけながら、遊びに興味や関心を持つことができるように配慮しています。日常的に保護者と情報交換し、家庭との密な連携に努めています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	あいさつやありがとう、ごめんなさいをきちんとと言えるように、また服装を整えるように、といったことを意識して保育士が声をかけながら、子どもたちの自発的な活動を支援しています。子ども同士のトラブルが起こった際には、保育士が仲裁に入り、双方の話を丁寧に聞くように努めています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当
(コメント)	※0～2歳児クラスの園であるため非該当	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当
(コメント)	※障がいのある子どもが在園していないため非該当	
A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	例えば夕方に眠くなった場合は布団を用意するなど、ゆったりと、おだやかに過ごすことができるように、一人ひとりの子どもの状況に合わせて対応しています。延長保育の子どもにはおやつを提供していますが、献立表等に明記し、保護者に知らせることが望まれます。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	非該当
(コメント)	※0～2歳児クラスの園であるため非該当	

		評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	c
(コメント)	子どもの健康管理に関して、大阪市が作成したマニュアルを用いて、子ども個々の健康状態を把握していますが、保健計画が策定されておらず、またうつぶせ寝の状態が続いている記録がありました。SIDS予防策を徹底することは極めて重要であり、うつぶせ寝を継続させないよう、全保育士に周知を図り取り組むことが求められます。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント)	健康診断結果について、医師による指示のメモと併せて各クラスで共有し、健康担当者から保護者に伝えています。保健計画が策定されていませんが、健康診断・歯科健診の結果を反映して策定した上で、保育を行うことが望まれます。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アレルギーのある子どもに対しては、代替食を用意して対応しています。アレルギー対応マニュアルは、他県の自治体が作成したものを活用していますが、保育所として実施しているアレルギー対応策、置かれている環境等を踏まえ、独自のマニュアルを策定し、職員に周知を図ることが望まれます。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
(コメント)	子どもたちが食事を楽しみ、食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を策定して取り組んでいますが、計画の定期的な評価・見直しが行われていないため、保育士と栄養士が連携して取り組むことが望まれます。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
(コメント)	保育士を通して子どもの食べる量や好き嫌いを把握すると共に、残食量を確認し、その後の献立や調理方法に反映しています。また、週に3回手作りおやつを提供しています。今後は、栄養士が食事の様子を観察したり、子どもと話をするなど、食事に対する意見を直接聞くための工夫が望まれます。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
(コメント)	年1回の保育参観、親子遠足を行っていますが、保育の意図や保育内容について保護者の理解を得る機会の設定が不十分です。保護者が子どもと直接関わる「保育参加」を行うなど、子どもの成長を保護者と共有できるように支援することが望まれます。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
(コメント)	保護者との日常的なコミュニケーションや相談対応は行われており、主に口頭による情報交換がなされていますが、保護者との情報交換の内容や、保護者からの相談内容に関する記録が十分に整備されていません。記録に残すことにより、振り返り、傾向を分析し、改善につなげることができるので、記録の重要性について改めて検討することが望まれます。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	毎朝の登園時に保育士が子どもの様子を観察し、虐待等権利侵害の早期発見に努めています。また、必要に応じて児童相談所と対応を協議するなど、関係機関との連携を図っています。虐待等権利侵害を発見した場合の対応について、園独自のマニュアルを整備し、それに基づく職員研修を実施して周知徹底を図ることが望まれます。	
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	c
(コメント)	保育士による保育実践の振り返り（自己評価）が行われていません。保育士には、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めることが求められます。厚生労働省が発行している「保育所における自己評価ガイドライン」を参考に、保育士の自己評価並びに課題の改善、専門性の向上に向けて取り組むことが求められます。	
		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	c
(コメント)	就業規則に「平手打ち等暴力をふるうこと」と具体的に体罰の禁止を明記し、体罰や子どもへの不適切な対応が行われないように取り組んでいます。ただし、それらについて研修や会議で話し合った記録が整備されていないため、今後は記録に残し、参加できなかった職員を含めて全職員に周知徹底を図ることが求められます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	第二めぐむ保育園を利用中の保護者
調査対象者数	60 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

第二めぐむ保育園を現在利用している保護者60世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、26世帯から回答がありました。(回答率 43.3%)

特に満足度の高い項目として

「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」

が90%を超える満足度、

「入園前に、あなたの都合や要望にあわせた見学を受け入れてくれましたか」

「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」

「保育園の事業計画について、園から説明がありましたか」

「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が80%を超える満足度となっています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等